

## ライセンス促進策

---

産業構造審議会知的財産分科会 第48回特許制度小委員会

令和4年11月21日



# 目次

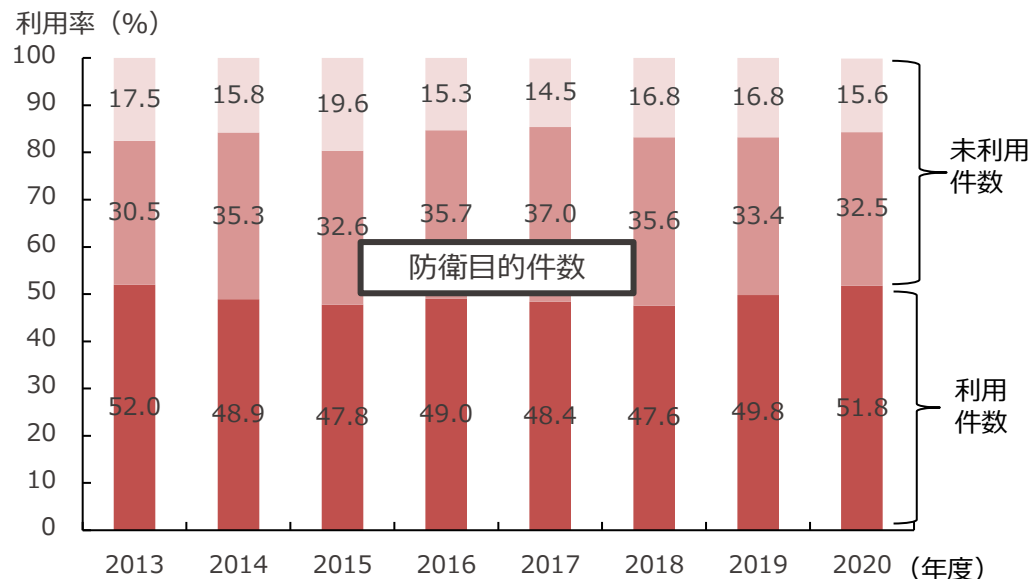
---

1. 検討の背景
  
2. ライセンスに係る実態と要因
  - 2-1. 大企業の現状
  - 2-2. 大学の現状
  - 2-3. 中小企業の現状
  - 2-4. スタートアップの現状
  - 2-5. ライセンスの阻害要因
  
3. 対応の方向性

# 1. 検討の背景：未利用特許の活用

- 特許制度は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としている。すなわち、特許の実施・利用を通じたイノベーションの促進が期待されている。
- しかし、現状では**特許の約半数は未利用**である。このため、未利用特許の活用促進、すなわちライセンス促進策について、各主体（大企業、大学、中小企業、スタートアップ）の実態を踏まえて検討する。

国内における特許権利用率の推移



(出典) 特許行政年次報告書2022年版 (特許庁)

## 2. ライセンスに係る実態と要因

### 2-1. 大企業の現状

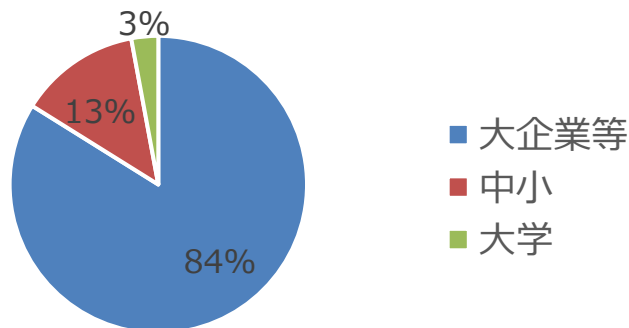
#### <ライセンサーとして>

- 全未利用特許の8割強が大企業によるものとの実態から、主として大企業がライセンサーとなり、その未利用特許を活用した他者による事業化を促すことが期待される。通常、事業化に向けたニーズを有する中小企業、スタートアップが、その未利用特許を活用する場面が最も典型的に想定される。
- ライセンサーとしての大企業は、一般的に、自社が抱える未利用特許を単なるコストではなく、収益に結びつくように活用することを目指し、開放可能な特許のライセンス活動などに取り組んでいる。例えば、INPITが提供する「開放特許情報データベース」には、大企業も含む多くの企業の開放可能な特許が登録されている。しかしながら、問い合わせや成約がない企業が大多数である実態があり、このデータベースによる開放可能特許の表面化だけでは、中小企業、スタートアップの事業ニーズとの突き合わせに至らず、その活用先を見つけ出せないケースが多い。

#### <ライセンシーとして>

- 大企業は、自社の既存ビジネスに必要な特許を既に特定し、そのライセンスを受けることが主であるが、新規事業創出や新たな製品の量産化を目指し、業務提携／共同研究のため、不特定のスタートアップなどから特許ライセンスを受ける場合がある。
- このような場合、ライセンシーとしての大企業も「開放特許情報データベース」を活用して開放特許を検索可能であるが、上記のとおり、これだけでは他者の特許を活用した事業化に結びついていないという実態がある。

未利用特許（約62万件）の保有者内訳



## 2. ライセンスに係る実態と要因

### 2-2. 大学の現状

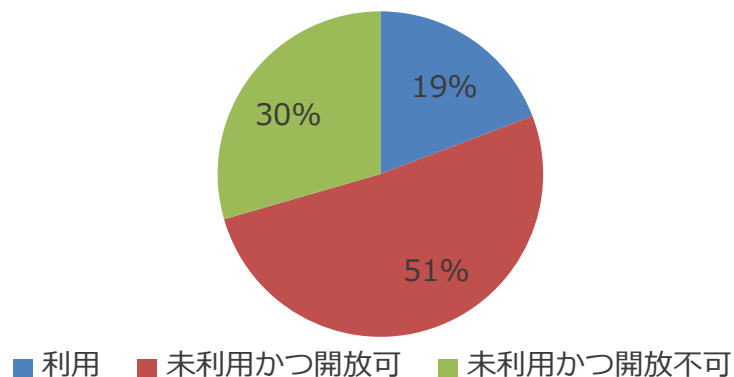
#### <ライセンサーとして>

- 大学は不実施主体であるため、基本的に、ライセンサーとして特許を開放しライセンスまたは譲渡する以外に方法がないが、現状、**大学の保有特許の約8割が未利用特許**である。
- ライセンサーとしての大学は、TLO、URA（リサーチアドミニストレーター）などが、大学の研究成果のうち開放可能な特許のライセンス活動などに取り組んでいる。例えば、こうした者が「**開放特許情報データベース**」を利用する場合、前頁に示した大企業の実態と同様、事業ニーズとの突き合わせに至らず、**その活用先を見つけ出せていないケースが多い**。

#### <ライセンシーとして>

- **大学は不実施主体**であり、事業実施者としてのライセンシーにはならない。

大学保有特許（約2万件）の利用状況



## 2. ライセンスに係る実態と要因

### 2-3. 中小企業の現状

#### <ライセンサーとして>

- 一般的に、研究開発型で特許取得に積極的である中小企業は、請負型の研究開発である場合を除き、自社で実施できないなら特許をライセンスし、少しでも収益にプラスになるよう活用する意図を有するが、そのようなケースは多くない。
- ライセンサーとしての中小企業が「開放特許情報データベース」を利用する場合には、大企業、大学と同様に、事業化ニーズとの突き合わせに至らず、その活用先を見つけ出せていないケースがある。

#### <ライセンシーとして>

- 中小企業は、大企業などの特許のライセンスを受けて事業化するニーズは高い。
- ライセンシーとしての中小企業は、「開放特許情報データベース」を活用し、開放特許を検索可能であるが、大企業、大学と同様に、これだけでは他者の特許を活用した事業化に結びついていないという実態がある。

#### 中小企業による他者技術の導入状況

	割合
他者の技術導入に関心のある中小企業	39.9%
実際に他者の技術導入ができた中小企業	16.8%

#### 中小企業が関心を有する技術導入元

	割合
大学	63.1%
公設試等	54.2%
中堅・大企業	47.2%

## 2. ライセンスに係る実態と要因

### 2-4. スタートアップの現状

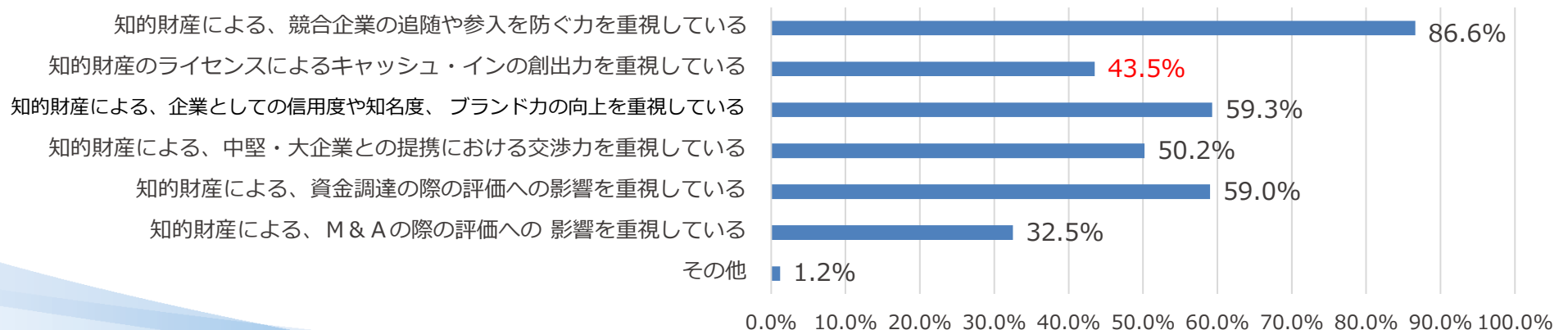
#### <ライセンサーとして>

- 通常、スタートアップは、自社実施が主であり、資金調達やM&Aを想定した知財デュー・デリジェンスへの対応のため、**他者にライセンスを許諾する優先度が低い**。一方、工場を持たずにライセンスを許諾した他者に製造を行わせるファブレス型のビジネスモデルを実施しているスタートアップや、大企業との業務提携や共同研究に必要なライセンスビジネスを行う、**不実施主体のスタートアップも一部に存在する**。
- このようなライセンサーとしてのスタートアップにあっては、例えば、「**開放特許情報データベース**」を利用するが、**他の主体と同様に、事業化ニーズとの突き合わせに至らず、その活用先を見つけ出せていないケースがある**。

#### <ライセンシーとして>

- スタートアップは、ベンチャーキャピタルからの資金調達にあたり自社に帰属する特許の存在が求められるところ、自ら特許権を保有するまたは独占的ライセンスを受けることを望む傾向にある。後者の場合、ライセンスを希望する特許が特定されていることが多く、マッチングの必要性は低い。
- ライセンシーとしてのスタートアップであって、上記のマッチングの必要性がある場面においては、「**開放特許情報データベース**」を活用して開放特許を検索可能であるが、他の主体と同様、**これだけでは他者の特許を活用した事業化に結びついていない**という実態がある。

スタートアップが知財に関して重視するポイント (n=329)



(出典) スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究報告書 (令和4年3月 特許庁) を基に作成

## 2. ライセンスに係る実態と要因

### 2-5. ライセンスの阻害要因

- ライセンサー／ライセンシーの全ての主体において、「開放特許情報データベース」の活用が期待されているが、現状のデータベースの内容では開放特許の活用先が見いだせない／他者の特許を活用した事業化に結びつかない実態にある。

この点について、ライセンスのマッチングの場面ではマッチングサービス提供事業者の利用が通例であるところ、マッチングサービス提供事業者やそのサービス利用者からは、技術シーズと事業ニーズをマッチングするに際し、「開放特許情報データベース」のライセンサーの開放特許情報（特許公報に記載の技術等の概要に加え、実施・許諾実績の有無、譲渡・実施許諾の可否等）とライセンシーの事業ニーズの情報のみでは不十分であり、以下のような情報などを併せて提供することも必要と指摘されている。

- ライセンシーが事業化に際して考慮すべきライセンサーが有する周辺特許等の技術情報
  - その開放特許を活用して事業化を行うことが可能と考えられる製品・サービスに関する情報
  - その開放特許を用いて実用化のための研究開発を行う場合に提供されうる支援措置に関する情報
- 上記に加え、予算が乏しく、ライセンサー／ライセンシー（大学は除く）といずれの場合でも、民間のマッチング支援を受ける際の資金的課題もある者も存在する。
  - さらに、大学、中小企業、スタートアップにおいては、技術移転／ライセンス活動、ライセンス交渉・契約手続などの知見も不足していることが、ライセンサーとして自身の開放特許を他者の事業化に結びつけられない、または、ライセンシー（大学は除く）として他者の開放特許を自身の事業化に結び付けられない要因の一つとなっている。



### 3. 対応の方向性

- 今後、開放特許データの民間移転や、資金制約に対応した民間マッチングサービス活用のための財政支援の検討、交渉力強化のためのモデル契約書（※）活用拡大などに取り組んでいく。

課題 (対象)	これまでの対応	対応の方向性
①データベース	<ul style="list-style-type: none"> <li>INPITが開放特許情報データベースを整備（ただし、活用状況は低調）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間のマッチングサービス提供者が開放特許情報と他の情報を組み合わせたユーザーニーズに合致したサービスを提供できるよう、開放特許情報をまとめたデータとして民間に提供し、マッチングサービス提供事業者やこれらの事業者が情報を提供するデータベース事業者が保有する他の情報と結合できるようにする。</li> <li>このため、令和4年度に開放特許情報の民間提供の在り方（データ提供のフォーマット、提供形態など）、マッチングに有用な他の付加情報等について整理し、これを広く公表することにより開放特許情報の利活用を促進していく。また、上記の開放特許情報の提供拡充と併せて、開放特許情報の使用方法等に関するサポートの充実を検討する。</li> </ul>
②資金制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>（ライセンスの有無にかかわらず、）中小・スタートアップ、大学による特許出願に対して、審査請求料や特許料の減免措置を実施中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身の開放特許をライセンスする場面、及び、開放特許のライセンスを受けて事業化を進める場面において、マッチングサービス提供事業者などを利用し、技術移転／ライセンス契約した場合にその費用を補助する施策の導入を検討する。</li> </ul>
③ライセンス交渉・契約手続のノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル契約書を作成・公表</li> <li>知財専門家を派遣／相談窓口を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>INPITの知財経営支援などにおいて、大学やスタートアップが事業会社とライセンス契約等を締結する際の留意点を特許庁が取りまとめ、現在普及を図っている「モデル契約書（※）」を最大限活用する。また、特許庁事業である知財専門家によるスタートアップ向けメンタリングの内容強化、VCへの知財専門家派遣の拡大、金融機関やVC職員向けのライセンス交渉に関する講習会の実施を通じて、中小企業、スタートアップのライセンス交渉力強化を支援する。</li> <li>大学URA向けにカスタマイズしたライセンススキル向上のためのセミナーを実施することにより、大学のライセンス交渉力強化も支援。</li> </ul>

※ 知財等から生み出される事業価値の総和を最大化し両者が中長期的な目線でWin-Winとなることを目指すための契約書例。「想定シーン」を設定して各条項のポイントを解説したものであり、「ゴールドスタンダード」ではない。

# (参考) 特許料の減免 (特許庁政策推進懇談会における検討)

- 特許庁政策推進懇談会 (令和4年4～6月) においては、特許料の減免拡充によるライセンス促進策の議論がなされ、特許料減免制度等の改正の是非も含め引き続き検討することとされた。

## 現行の減免制度

対象者	審査請求料 ・ 特許料 (1-10年目)
中小企業	1/2に軽減
小規模企業・中小ベンチャー企業	1/3に軽減
福島特措法の認定中小企業	1/4に軽減
大学、承認TLO、独立行政法人、 公設試験研究機関を設置する者等	1/2に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	免除または1/2に軽減
所得税非課税者	1/2に軽減

## 特許庁政策推進懇談会で示された制度案

	制度案	利点
案1	現行の軽減制度では1-10年目の特許料が軽減対象であるところ、一定の年次までにライセンスが行われた場合は <u>11年目以降の特許料まで軽減対象とする。</u>	活用されている特許権について、長く保有する場合の負担を軽減できる。
案2	ライセンスが行われた以降に納付する特許料(1-10年目)について、 <u>現行の軽減制度よりも軽減率を深掘りする。</u>	10年目以前の特許権について、金銭面のメリットを享受できる。

## （参考）特許料の減免について

➤ 政策推進懇談会の議論も踏まえて改めて検討した結果、以下の点を踏まえると、p.8に記載の具体的な支援策を実施する方が、**すべての主体の課題に対応可能であり、また、特許料減免策を導入するよりも、より政策的意義が高い**と考えられる。

- ライセンス促進策としての特許料の減免に関して、大学は不実施主体であり、他者に実施させることが前提であるため元々開放意図を有しており、また、中小・スタートアップは、そもそも自社実施が中心である（他者にライセンスするケースは多くない）が、自社実施できない場合には他者へのライセンス実施を欲する実態がある。
- 上記のように既にライセンス意欲を有している者に対しては、特許料の減免を行うよりも（※）、先に述べた、実際にマッチングを進める上での障害として指摘されている具体的な課題に応じた対応策（現行不十分なデータベースの充実強化や交渉・契約ノウハウの不足を補う能力強化など）などを講じることの方が、ライセンスの実施につながる政策効果がより高いと考えられる。

（※）上記のような者は、そもそも他者へのライセンス意欲を有しており、特許料の減免がライセンスの意志決定のトリガーとなる（特許料の減免がないとライセンスしない）という地合は想定しがたいことに加え、特許料減免策（制度案1、2）の導入による減免拡充額は、ライセンス実施に伴う収益に比して必ずしも大きいものではなく、十分なインセンティブ効果を期待できないと考えられる。

✓ 例えば、大学における特許1件あたりのライセンス収入は約20万円（\*）であるのに対し、特許1件あたりの減免拡充額は、案1で約49,940円/年、案2で約1,157～16,647円/年（前頁の制度案1、2に基づき、現行特許料等を踏まえて特許庁で計算したもの）

\*（出典）平成28年オープン&クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会参考資料集

- また、英独などで「ライセンス・オブ・ライト制度」が導入されているが、特許料減額のために使用されるだけであり、実際にオープンイノベーションの促進に繋がっていないとの多数の指摘がある。
- 以上を踏まえ、特許料の減免の在り方については、海外の「ライセンス・オブ・ライト制度」の実施の状況等を引き続き注視しつつ、検討を行っていく。

## (参考) 特許庁政策推進懇談会における有識者の意見例

### <制度趣旨について>

- この制度を中小・大学の技術活用を支援するという位置づけとするのか、広くライセンス促進のための制度とするのかに応じて、制度の在り方や効果も違ってくる。
- 制度の目的はライセンスの促進や特許料の減免を通じた「中小企業の支援」なのか。「ライセンスの促進」が主な目的であれば大企業も含めた方が良い。

### <政策的効果について>

- 大学発の特許がなぜ実施できないのかについて、ライセンス促進策で費用を減免することはインセンティブとしてある程度の効果はあると思うが、技術開発の製品化・実用化については他にも阻害要因はあり、これだけでは解決策にはならないだろう。
- 大企業を減免の対象に含めると財政の悪化は大きいことが予想される。コスト節約目的での開放にも減免が適用されると、実施されない特許など質の低い特許の維持期間を無駄に延ばすことになり、社会的な効率性を悪化させるおそれがある。
- 宣言により減額できるならばその分の費用を新規出願などにまわせるので出願の活性化にもつながり有効。ライセンスにより実施料を受けることもできるので良いと思う。
- 大学の単独特許の場合、大学自身は実施をしないため、ライセンス実施を条件とする減免制度について、一定の活用の可能性がある。

### <制度設計の在り方について>

- 通常、ライセンス許諾条件の中にはライセンス料率だけではなく、どういった製品への使用を許諾するかという条件が含まれる。ビジネスが成立するまでにどれくらい時間がかかるか、損益分岐点や投資の回収などはものによって異なり、ライセンスの期間やいつまで無償にするかなどは様々なビジネス上のファクターによって大きく変わってくる。それらを織り込んで制度を考えていただきたい。
- 中小ベンチャー企業にとって、例えば、ある一部の部品・材料を開発し、ライセンスにより活用してもらう場合は有用だが、競合がライセンスを求める場合もあり得るため検討が必要と考える。

# (参考) 開放特許情報データベース

- ▶ インターネット上で、企業、大学、研究機関等の開放特許を登録、検索、閲覧できる公的なサービス（無料）
- ▶ キーワード、文章、登録者名、国際特許分類（IPC）、技術分野、技術内容（機能）などから検索可能

総登録件数 **23,623件** (2022/11/09現在)    アクセス実績約**38万5000件** (令和3年度)

(登録件数内訳：2022年11月9日現在)

企業： 3,679件    公的研究機関等： 10,760件  
大学・TLO： 8,237件    個人： 947件

(登録者数内訳：2022年11月9日現在)

企業： 571者    公的研究機関等： 80者  
大学・TLO： 150者    個人： 560者

## 検索画面

検索画面のスクリーンショット。検索条件を設定するためのフォームが表示されています。キーワード検索欄には「例) 特許 クラウド」が入力されています。検索ボタンが右側にあります。下部には登録者情報（企業、学術研究、大学・TLO、個人）や国際特許分類（IPC）の選択オプションがあります。

## 閲覧画面

閲覧画面のスクリーンショット。検索結果が1000件中1ページ目として表示されています。検索条件として「例) 特許 クラウド」が設定されています。検索結果の一覧には、特許番号、実施状況、特許権保護の有無、公開番号、登録番号などが表示されています。右側のサイドバーには「キーワード検索」の結果と「絞り込み」による登録者区分や技術分野の統計が示されています。



# (参考) オープンイノベーション促進のためのモデル契約書

- 「想定シーン」のもと、スタートアップと事業会社の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化できるような**契約書の例**を提示
- 「秘密保持契約」、「PoC契約（技術検証）」、「共同研究契約」、「ライセンス契約」、「利用契約」といった、複数の契約形態に対応



[スタートアップ×事業会社]

● 新素材編

● AI編

[大学×スタートアップ]

[大学×事業会社]

● 大学編

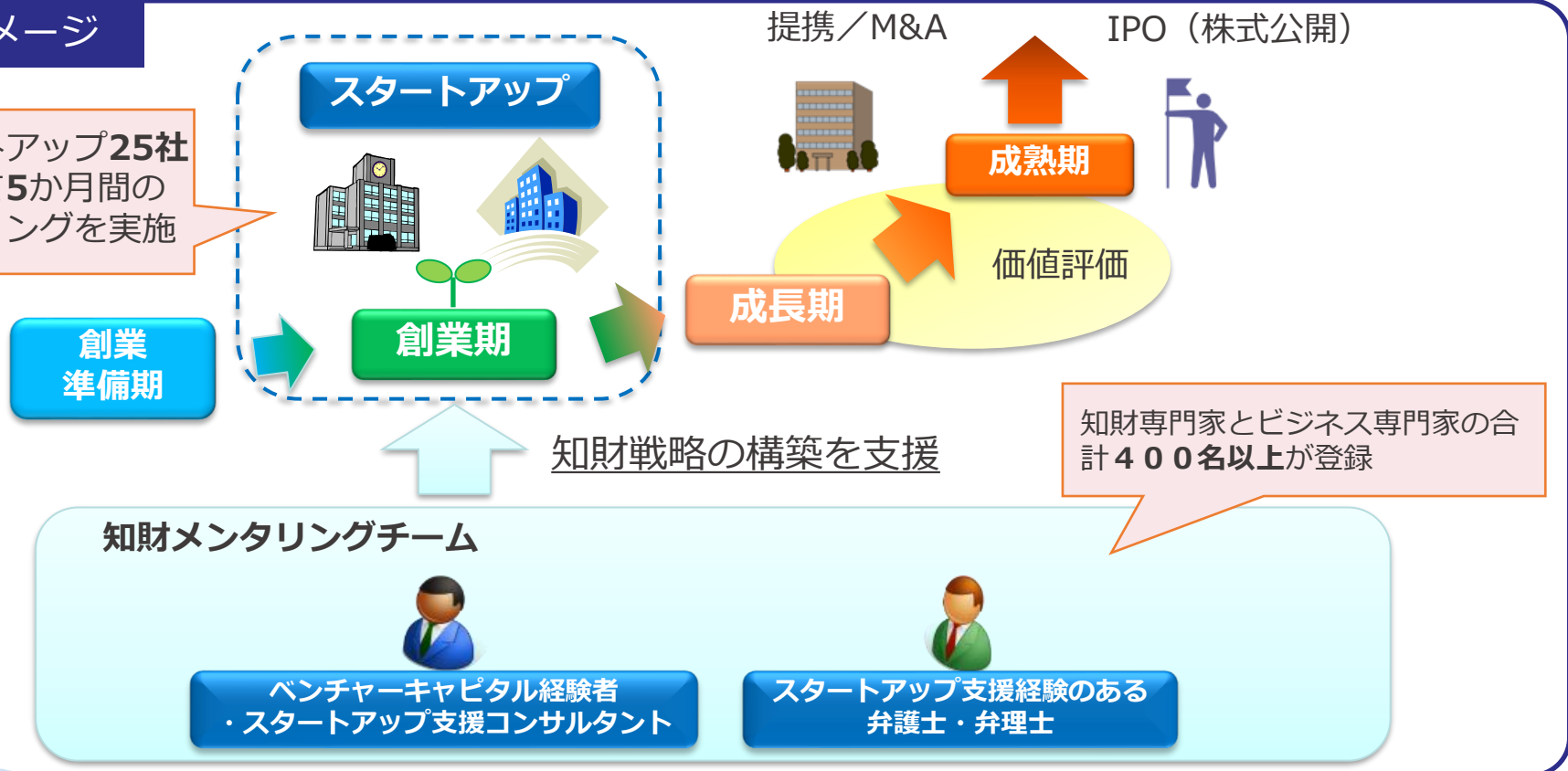
出典：特許庁ウェブサイト「オープンイノベーションポータルサイト」  
(<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>)

# (参考) 知財アクセラレーションプログラム (IPAS: IP Acceleration program for Startups)

- ▶ スタートアップ企業に対し、ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームが適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援
- ▶ チームでメンタリングすることで、ベンチャー経営と知財が両方わかる専門家育成の副次的効果も
- ▶ プログラムの広報を通じて、ベンチャーコミュニティに知財を啓蒙

## 事業イメージ

スタートアップ25社  
に対して5か月間の  
メンタリングを実施



# (参考) 大学向け知財専門家派遣事業 (知財戦略デザイナー派遣事業)

- 産学連携及び特定技術分野の専門的な知見を有する知財戦略デザイナーを大学に派遣
  - 知財戦略デザイナーとURA※等のチームが、研究者を直接訪問して、権利化されていない優れた研究成果を発掘し、研究段階から未来の権利の活用を見据えた知財戦略をデザイン
  - 本事業全体を通して得られた知見やノウハウを広め、優れた研究成果の発掘、知財戦略に基づく更なる研究の発展や社会実装の推進に取り組む大学を支援
  - 2022年度は、知財戦略デザイナーを18大学に派遣
- ※URA : University Research Administrator

